

サービス内容及び重要事項説明書（福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与）

福祉用具貸与サービス及び介護予防福祉用具貸与サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、ご説明致します。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をして下さい。この「重要事項説明書」は「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」の規定に基づいて、当事業所が説明すべきサービス内容及び重要事項は次の通りです。

1. 事業者の概要

法人名称 医療法人社団 洋光会
代表者氏名 理事長 岡山 秀明
所在地 〒192-0906 八王子市北野町 557-19 メゾン根来 102 号
電話番号 042-649-3367 F A X 042-649-3357
法人設立 2007 年 9 月 7 日
介護保険事業開始日 2019 年 1 月 1 日

2. 事業所の概要

事業所名称	ケアショップ わかば
介護保険事業者指定番号	1372908663
事業所所在地	八王子市北野町 557-19 メゾン根来 102 号 302 号（相談室）
連絡先	電話：042-649-3367 F A X： 042-649-3357
管理者氏名	城所 直人
事業所の通常の事業の実施地域	八王子市・日野市・立川市・昭島市・多摩市
実施しているその他の事業	特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売、住宅改修

3. 事業の目的

医療法人社団洋光会が開設するケアショップわかば（以下「事業所」という。）が行う指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の専門相談員（介護福祉士、義肢装具士、看護師、准看護師、保健師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、厚生労働大臣が指定した専門相談員講習会修了者、又は都道府県知事がこれと同等以上の講習を受けたと認めるもの。以下「専門相談員」という。）が、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な福祉用具（介護予防福祉用具）を提供することを目的とする。

4. 運営の方針

（１）福祉用具貸与において、事業所の専門相談員は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図る。

（２）介護予防福祉用具貸与において、事業所の専門相談員は、要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な指定介護予防福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、指定介護予防福祉用具を貸与することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すこととする。

（３）事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携に努めるものとする。

（４）事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

（５）前４項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（６）利用者の希望に応じて、サービス提供の記録を開示致します。

（７）利用者及び利用者家族の個人情報の保護に努め、最適な福祉用具選定の為に必要なサービス機関との連携に利用者情報を共有する以外の目的には使用致しません。

５．事業所の職員体制

職	職務内容	人員数
理事長	歯科医師	１名
理事		２名
管理者	管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握、その他の業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている事業の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。	１人 常勤兼務（福祉用具販売及び介護予防福祉用具販売）
福祉用具専門相談員	専門相談員は、事業の実施に当たり利用者に対し、福祉用具等が適切に選定され、かつ、使用されるよう以下のことを行う。 １）福祉用具等に関する相談援助、２）福祉用具等の機能、安全性、衛生状態等の点検、３）利用者の身体の状態等に応じた福祉用具等の選定、４）福祉用具等の使用方法の指導	常勤勤務６名、非常勤３名（福祉用具販売及び介護予防福祉用具販売）
事務職員		１名 一般事務

６．営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日までとする。 ただし年末年始（１２／３０～１／３）及び祝日は除く。
営業時間	午前９時から午後６時とする。※時間外は転送電話にて対応

７．指定福祉用具貸与サービスの利用料

（１）利用料は別紙カタログにて記載

（２）貸与は基本的に１ヶ月単位とし、開始月と終了月の利用料金は次の通りです。

《貸与開始月》	期 日	利 用 料 金
納品日	１日～１５日	１ヵ月分（全額）
	１６日～末日	半月分（全額の１／２の額）

《貸与終了月》	期 日	利 用 料 金
引き取り日	１日～１５日	半月分（全額の１／２の額）
	１６日～末日	１ヵ月分（全額）

（３）利用者負担金は、毎月末締め翌月２６日にご指定の金融機関から口座引き落としさせていただきます。他のお支払い方法をご希望の方は担当相談員までご相談下さい。

(4) 基本的には搬入搬出費用はサービス料金に含まれております。ただし、以下の場合には別料金をご負担いただくことがあります。

- ・福祉用具の搬入搬出に特別な措置が必要な場合（階段やエレベーターによることが困難でクレーンを使用するなど）

- ・お客様の都合による貸与品の移動等

(5) 価格改定の際は、請求書発行時に通知いたします。

8. その他サービスご利用上の留意点

(1) 利用者は福祉用具の通常の使用方法等に従って、ご利用、管理していただきますようお願いいたします。

(2) サービスをご利用いただいているにもかかわらず、ご請求分の支払がない場合には、福祉用具を引き上げさせていただく場合があります。

(3) 貸与商品導入時に、取扱説明及び事故防止の観点でのご注意を指導させていただきます。また、定期的に電話等での使用状況確認、または訪問にての点検をさせていただきます。不具合や事故が生じた場合には、早めにご連絡をお願いいたします。

(4) 利用者が医療機関に入院の場合、又は施設等に入所の場合には、事前に当社もしくは担当介護支援専門員までご連絡下さい。

(5) ご利用中の貸与商品を紛失してしまった場合、商品の相当額を請求させていただきます。

(6) 貸与商品の盗難の場合は最寄りの警察署に盗難届をお申し出の上、弊社にお控えをご提出頂きますと規定の免責金額をお支払いの上、盗難保証をさせていただきます。紛失、盗難の場合は弊社までご連絡をお願いいたします。

(7) 貸与商品の不具合、故障等があった場合、無償にて交換、修理の対応を行います。

(商品の誤った利用方法や商品の違法改造等の行為により破損が見られた場合を除きます。)

9. サービスの終了

(1) 利用者の都合でサービスを終了する場合、サービスの終了を希望する日の1週間前までにお申し出下さい。

(2) 当事業所が人員不足等やむを得ない都合でサービスの提供を終了させていただく場合がございますが、その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

(3) 利用者又は家族などが当事業所や当事業所のサービス従事者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知する事により即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

10. 事故・トラブル発生時の対応

(1) 事故・トラブルが発生した場合、速やかに市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

(2) 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。

(3) 賠償すべき事故が発生した場合、その損害賠償を速やかに行います。

必要に応じて、担当介護支援専門員、市町村窓口等へ連絡等必要な措置を講じます。また、事故の状況及び事故に際して行った措置について記録するとともに、その原因を解明し再発生を防ぐ為の対策を講じます。

11. 福祉用具貸与サービスの第三者評価の実施状況

第三者評価の実施状況はございません。

12. 虐待防止について

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等の為、必要な体制の整備を行うとともに従業員者に対し研修を実施する等の措置を講じるように努めます。

*ハラスメント対策

- (1) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- (2) ご利用者様が事業所の職員に対して行う暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。
- (3) 上記(2)の行為により、職員の心身に危害が生じ、又は生ずるおそれのある場合であってその危害の発生又は再発生を防止する事が著しく困難である等により、利用者に対して介護サービスを提供する事が著しく困難になった時、相当な期間の経過後、介護サービス契約を解除させて頂く場合があります。
- (4) 上記(3)により契約を解除する場合、居宅介護支援事業所または保険者である市区町村と連絡を取り、利用者の心身の状況の他の状況に応じて、適当な他の事業所の紹介、その他の必要な処置を講じます。

13. 身体拘束等の原則禁止

- (1) 事業所は、指定福祉用具貸与等の提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。
- (2) 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

14. BCP（業務継続計画）策定について

自然災害、感染症対策には、BCP 計画、ガイドラインに基づき、ご家族様、地域、行政と協力しご利用者様の安全の確保に努めていきます。

- (1) 非常災害時：実効性の高い対策をとる事が出来る様、周辺地域において想定される火災、震災、風水害その他の非常災害に関する計画を策定し地域との連携に努めていきます。
- (2) 健康危機発生時：感染症対策委員会を開催します。感染症対策委員会では安全な生活環境の構築に努めます。感染の状況を踏まえ、ICT 機器の活用により実行可能な支援事業を検討し電話でのモニタリング対応等を実施していきます。

15. 苦情等につきまして

迅速・適切な対応を心がけておりますが、ご相談や苦情等がありましたら、遠慮なくお申し付下さい。下記電話番号、担当者宛にご連絡をお願いいたします。

苦情・相談窓口受付時間	午前9時～午後6時 月曜日から金曜日（祝祭日は除く）
苦情・相談窓口受付担当	管理者兼福祉用具専門相談員 城所 直人
連絡先	電 話：042-649-3367 FAX：042-649-3357
緊急連絡先（管理者が対応いたします）	080-9794-5349
八王子市高齢者福祉課 相談担当	042-620-7420
日野市健康福祉部高齢福祉課相談担当	042-585-1111
立川市福祉保健部介護保険課相談担当	042-523-2111
東京都国民健康保険団体連合会	03-6238-0177

（1）利用者に対するサービス提供開始にあたり、利用者及び代理人に対して、サービス及び重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項を説明しました。

（2）福祉用具の「取扱説明書」をお渡しし、「福祉用具を使用して」取扱に関して説明を行いました。

（3）福祉用具の利用に関して、「事故防止のための注意事項」について説明を行いました。

事業者 所在地 〒192-0906 八王子市北野町 557-19 メゾン根来 102 号 302 号（相談室）
名 称 医療法人社団 洋光会 ケアショップ わかば

説明者

（1）私は、サービス内容及び重要事項につきまして、この説明書を基に事業者から説明を受けました。

（2）私は、福祉用具の「取扱説明書」を受け取り、「用具を使用した取扱説明」を受けました。

（3）私は、福祉用具の利用に関して、価格の説明を受けました。

（3）私は、福祉用具利用に関して、「事故防止のための注意事項」について説明を受けました。

令和 年 月 日

<利用者> 氏名

<代理人>

<代筆者> 氏名

（利用者との関係： ）

<家族代表>

氏名

（利用者との関係 ）